

釜石市役所 ☎22-2111 (代表)
ホームページアドレス <http://www.city.kamaishi.iwate.jp/>

■釜石市災害対策本部
☎22-8253、☎22-8254

Vol. 7

仮設

店舗・事務所・工場など 入居者募集します

災害からの復興を目指すに当たり、被災した事業者の皆さんの事業活動早期再開が重要であるとの観点から、市は、中小企業基盤整備機構の制度を活用し市内数カ所に仮設店舗、仮設工場などを整備します。

現在、事業者の皆さんから多数の応募があり、入居希望地区の調整を行い、早期整備に向けて作業を進めています。仮設施設への入居を希望する事業者で、まだ申し込みを行っていない方は早めにお申し込みください。

【対象】

事業所が被災した事業者で、仮設店舗から退去後も継続して事業を行う意思のある人

【申込期限】

6月3日(水)

申込書は市商工労政課、釜石商工会議所にあります。入居について詳しくは、お問い合わせください。

【設置予定場所】

- 釜石地区……①旧釜石一中校庭（店舗・事務所など）
②大只越公園（店舗・事務所など）
③鈴子町（飲食店など）
鶴住居地区…④田郷地区（店舗・事務所など）
⑤太田地区（工場など）
松原地区……⑥松原町1丁目（事務所など）
平田地区……⑦平田公園（店舗・事務所など）
⑧平田地区（工場など）

※そのほかの地区についても検討中です。

【問い合わせ】 市商工労政課（内線327）
釜石商工会議所（☎55-4134）

中妻・小佐野・甲子地区生活応援センター 業務再開します

市は、6月1日(水)から、中妻・小佐野・甲子地区生活応援センターの窓口業務を再開します。
業務内容…戸籍に関する証明、住民票、印鑑証明書、税関係証明書、市税の収納、国保、年金、医療、福祉の手続きなど

※改製原戸籍謄・抄本の交付は時間が掛かりますのでご了承ください。り災証明・被災証明はシープラザ釜石での交付になります。

問い合わせ…中妻応援センター（☎23-5541）、小佐野応援センター（☎23-5544）、甲子応援センター（☎23-5524）

津波映像 提供してください

東日本大震災当日の津波映像は、当市の防災や復興を考える上で貴重な資料となります。この映像を持っている人は、市防災課へ提供をお願いします。

映像…撮影者の了解を得た津波映像

媒体…DVD、CD、DV、SDなどの記録媒体にコピーして提供してください。コピーが難しい場合はご相談ください。

送り先…〒026-0031、鈴子町22-1、シープラザ釜石内「釜石市災害対策本部」

問い合わせ…市防災課（☎22-8253）

8月1日
採用

釜石市職員採用試験案内

職種と採用人数

- ①一般事務……若干名（大学・短大卒）
- ②土木・建築…各2人（大学卒）
- ③保健師………2人

第1次試験日…6月26日(日) / 会場…市民交流センター

申込期限…6月10日(金) / 採用予定日…8月1日(月)

※受験案内や申込書は、市ホームページに掲載しています。
また、市総務課、市各地区生活応援センターでも配布しています。

問い合わせ…市総務課（内線115）

【受験資格】

職種	受験資格
一般事務	【大卒】大学を卒業した人で、昭和57年4月2日以降に生まれた人 【短大卒】短大を卒業した人で、昭和59年4月2日以降に生まれた人
土木・建築	大学を卒業した人で、昭和55年4月2日以降に生まれた人
保健師	保健師の免許を有している人で、昭和55年4月2日以降に生まれた人

6月6日(月)から バスダイヤ改正

地域の要望に応え、両石・鵜住居地区も経由するようルート変更します。

【一部改正の内容】

- ①唐丹・平田方面のバスは、大平地区を經由します。
 - ②橋野・鵜住居・大槌・山田方面のバスは、国道45号(両石・鵜住居地区)を經由します。
 - ③箱崎白浜(日向地区経由)～釜石駅間の運行を開始します。
 - ④時刻表の一部変更を行います。バス時刻表は6月3日に岩手県交通(株)釜石営業所、シープラザ釜石、各地区生活応援センターに配置します。
- 問い合わせ…岩手県交通(株)釜石営業所（☎25-2527）

よくある質問にお答えします

Q1 きょうだいが弔慰金をもらうことはできないのでしょうか？

A1 災害弔慰金は、国の定める法律に基づき、受給対象者を条例に規定しています。その順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母となっておりますので、きょうだいは対象となりません。今後、きょうだいも受給対象者に加えるよう国・県に対して要望していきます。
問い合わせ…市地域福祉課（☎22-0177）

Q2 義援金をもらえる対象者は？

A2 住宅損壊等見舞金として、居住していた住宅が全壊または半壊の世帯主に50万円（全壊）または25万円（半壊）が支給されます。世帯主が死亡・行方不明の場合には、世帯主に準じる人が申請できます。死亡・行方不明見舞金は、55万円が支給されます。①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母の順番で対象となる人、1人が申請してください。
なお、義援金も弔慰金と同じようにきょうだいは対象外ですが、今後、対象に加えるよう国・県に対して要望していきます。
問い合わせ…市地域福祉課（☎22-0177）

Q3 住宅や住宅兼店舗が被災した場合、生活再建支援金の支給があったが、店舗などが被災した場合の支援は？

A3 生活再建支援金は、住宅が被災し住む所がなくなった人が、自立した生活を開始するために支給される支援金ですから店舗などは該当しません。店舗などが被災した事業者に対しては、仮設店舗などを設置し、貸し出すなどの支援を行います。
問い合わせ…市商工労政課（内線327）

軽自動車(車検用)納税 証明書の有効期限延長

市は、平成22年度軽自動車税納税証明書(車検用)の有効期限を当面延長します。この証明者は有効期限が「平成23年5月30日」と表示されていますが、5月31日以降も有効となりますので継続検査の際にご使用ください。

問い合わせ…市税務課(内線143)

火災警報器給付事業は延期

市は、本年4月から5月にかけて、65歳以上の非課税世帯に火災警報器を給付・設置する予定でしたが、当面延期します。対象の皆さんには設置日が決まり次第、改めてお知らせします。

問い合わせ…市高齢介護福祉課(☎22-0178)

介護サービス 支払い猶予

東日本大震災により住宅や財産に著しい損害を受けたり、収入がなくなるなどの条件に該当する人は、被災した旨をサービス事業者申し出ることによって6月利用分までの支払いが猶予されます。

問い合わせ…市高齢介護福祉課(☎22-0178)

医療費の免除 期間延長

住家が全半壊した世帯、主たる生計維持者が死亡・失業した世帯、これらに準ずる世帯などの医療費(一部負担金)免除期間は、平成24年2月末日まで延長されました。

6月末日までは、医療機関の窓口で申し出れば免除されますが、7月以降は免除証明書が必要になります。免除証明書の手続きについては、準備が整い次第お知らせします。被用者保険の人は各保険者へお問い合わせください。

問い合わせ…市健康推進課(☎090-6067-8978)

掲示板

年金から天引き 一時中止します

年金から天引きされている市民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、6月、8月は徴収しません。

【問い合わせ】

- ①市民税・国民健康保険税…市税務課(内線141)
- ②介護保険料…市高齢介護福祉課(☎22-0178)
- ③後期高齢者医療保険料…市健康推進課(☎090-6067-8978)

所得税の軽減・免除

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けた人は、特例により、平成22年所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより、税金の還付を受けられます。

問い合わせ…釜石税務署(☎25-2081)

市立図書館 17時まで開館します

市立図書館は、5月24日(火)から開館時間を変更しています。

開館時間…9時~17時

※貸し出し冊数は1人5冊まで(内、新刊本は2冊まで)に変更し、新聞閲覧も可能になりました。

問い合わせ…市立図書館(☎25-2233)

子どものこころのケア

震災後、お子さんに気になる様子は見られませんか。夜泣き・保護者から離れられない・元気がない・少しの物音にも怯える・反抗的など、保護者の皆さんが不安に思っていることなどがあればご相談ください。臨床心理士が専門機関や学校などと連携し、お子さんの心のケアをお手伝いします。

問い合わせ…市地域福祉課(☎22-0177)

住宅被害見舞金を支給

住宅が全壊・大規模半壊・半壊の世帯に対し
家族人数に応じて1世帯当たり3～7万円

6月9日(木)～11日(土)、シープラザ釜石で

台湾佛教慈濟基金会では、東日本大震災の被災者支援として、住宅が全壊・大規模半壊・半壊の世帯に対し、家族人数に応じて1世帯当たり3～7万円の見舞金を支給します。

【日時】…6月9日(木)～11日(土)、9～16時

【場所】…シープラザ釜石(鈴子町)

【対象】…住宅が全壊、大規模半壊、半壊となった世帯

【支給額】

単身世帯 = 3万円

2～3人世帯 = 5万円

4人以上世帯 = 7万円

※り災証明書(コピーでも可)、身分を証明するもの(免許証、保険証など)、印鑑を持参してください。

今回手続きできない人はー

申請受付は、7月中旬ごろまでを予定しています。今後のスケジュールなどは改めてお知らせします。

問い合わせ…台湾慈濟基金会日本支部
(☎03-3203-5651)

ツーチー (財)台湾佛教慈濟(Tzu CHI)基金会の概略

「財団法人台湾佛教慈濟(Tzu CHI)基金会」は1966年に證嚴法師によって台湾の花蓮県で創立されました。台湾を拠点にして広く世界に視野をおいた慈善団体で、三十余年来台湾において、医療、建設、教育建設、社会文化などの事業で社会のために力を尽くしています。

主な活動…バングラディッシュ洪水(1991年)、スマトラ沖地震津波(2005年)、中国四川省大地震(2008年)、ハイチ大地震(2010年)などでの救援活動、診療所や学校など公共施設の建設、家屋建設、水源開発など多岐にわたる。

シープラザ釜石

市民課・健康推進課・税務課・地域福祉課
(住民票、り災証明書、義援金、支援金受け付けなど)

6月4日から土・日・祝日の窓口業務は休みます